

木材利用ポイント事業

■木材利用ポイント事業とは…



地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止などに貢献し、農山漁村地域の振興に大きく資するものです。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対してポイントを付与し、農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を行います。



ポイント発行対象

木材利用ポイント事務局に登録された事業者が工事し又は製造する以下のものです。

1 木造住宅の新築・増築又は購入

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日に工事に着手したもの
- 対象工法※1によるものであり、主要構造材及び間柱において、対象地域材※2を材積の過半に相当する量以上※3を使用するもの
- 使用する対象地域材の産地・樹種を看板等により広く表示するもの

2 内装・外装木質化工事(床、内壁及び外壁)

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日に工事に着手したもの
- 対象地域材が過半を占める建築材料を使用する一定面積以上(床及び内壁では9m²以上、外壁では10m²以上)の工事

3 木材製品・木質ペレットストーブ等の購入

- 平成25年7月1日～平成26年3月31日までに購入されたもの
- ポイントの付与対象となるものは、公募により選定。

※ ポイントが付与されるための詳細な要件等については、今後決まり次第お知らせします。

対象工法(※1)

樹種または地域を示してあらかじめ定める以下の工法のほか、事業目的に照らし適切と認められるもの（対象地域材の十分な活用、住宅の施工や材の調達・加工等を通じ地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが明らかなもの）。※

(あらかじめ定める工法)

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

※ 県協議会の推薦を受け、基金管理委員会が事業目的に照らし適切と認めたもの。

対象地域材(※2)

(1)及び(2)のいずれも満たすもの

(1) 産地等が証明される木材（以下のいずれか）

- ① 都道府県等により産地が証明されるもの
- ② 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの
- ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月・林野庁）に基づき合法性が証明されるもの 合法木材認定制度のこと

(2) 資源量が増加しているものであって、あらかじめ定める以下の樹種のほか、事業目的に照らし適切と認められるもの

(対象地域材が使用されることを通じ、地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが明らかなもの)。※4

(あらかじめ定める樹種)

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロを指定

※4 基金管理委員会が、資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認めたもの。

材積の過半以上に相当する量(※3)

| 延べ床面積 | 主要構造材・間柱（並びに基準を満たす構造用合板及び木杭※）に対する対象地域材の量 |
|---|--|
| 80m ² 未満 | 4m ³ |
| 80m ² 以上 95m ² 未満 | 5m ³ |
| 95m ² 以上 110m ² 未満 | 6m ³ |
| 110m ² 以上 125m ² 未満 | 7m ³ |
| 125m ² 以上 | 8m ³ |

※ 構造用合板（壁に使用する厚さ12mmのもの並びに床に使用する厚さ24mm及び28mm以上のものに限る）
木杭（住宅の新築時に地盤補強が必要な場合、地盤補強材として木杭を使用する場合）

発行されるポイント

各ポイント付与対象工事等の内容、規模に応じて、木材利用ポイントを付与します。（1ポイント1円相当）

1 木造住宅 1棟当たり30万ポイント

※ 特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は、1棟当たり50万ポイント

2 内装・外装木質化 内装及び外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は30万ポイント

| | | |
|----|--------|---|
| 床 | 新築 | 9m ² 2.1万ポイント 以降3m ² 増えるごとに7千ポイントを加算 |
| | リフォーム | 9m ² 3万ポイント 以降3m ² 増えるごとに1万ポイントを加算 |
| 内壁 | 新築 | 9m ² 1.5万ポイント 以降3m ² 増えるごとに5千ポイントを加算 |
| | リフォーム | 9m ² 2.1万ポイント 以降3m ² 増えるごとに7千ポイントを加算 |
| 外壁 | 木質系外壁材 | 10m ² 1.5万ポイント 以降10m ² 増えるごとに1.5万ポイントを加算 |
| | 新規外壁材※ | 10m ² 7千ポイント 以降10m ² 増えるごとに7千ポイントを加算 |

※ 新規外壁材とは、外壁に使用するために新規に開発された建築材料であって、今後普及が見込まれると有識者委員会が認めたもの

ポイントの交換対象

- 地域の農林水産品等
- 農山漁村地域における体験型旅行
- 商品券
 - ・ 全国商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券を除き、森林づくり・木づかい活動に対する寄附を行うものに限る)
 - ・ 地域商品券
- 森林づくり・木づかい活動に対する寄附
- 特定被災地域に対する寄附
- 即時交換(木材利用ポイントの発行対象となる工事によって取得したポイントを、当該工事を行った登録工事業者が当該工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事等の代金に充当すること)

※ 全国商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券は除く)への交換、即時交換を行う場合、付与されたポイントの50%を上限に利用することができます。

ポイントの申請方法

ポイントの発行申請は、工事発注者及び、住宅購入者(代理人可)が、申請書に必要事項を記入し、証明書類(法人の実在証明ができる書類、申請者本人確認書など)等とあわせて郵送又は各地に設けられる申請窓口にて行います。

ポイントの申請期間

- ポイントの発行申請受付期間及び交換申請受付期間については、決まり次第、ホームページ等で公表します。
- ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であってもポイントの発行を終了することとします。なお、ポイントの発行額が予算額を超えると予想される場合は、混乱をきたさないよう事前に周知を行います。

その他

ポイントが発行されるためには、あらかじめ事務局に登録事業者等として登録が行われることが必要です。このため、工事を施工した事業者等の登録がなされなかった場合は、ポイントの申請ができないことにご注意ください。

木材利用ポイントについての相談窓口

専用コールセンター 0570-666-799(有料)

受付時間:9時00分～17時00分(土日・祝日も受け付けます)
お電話される際は、番号のかけ間違いがないよう十分ご注意ください。

申請方法、申請書式、全国の申請窓口、交換商品の検索等詳しくは、
木材利用ポイント事務局ホームページをご覧ください。

<http://mokuzai-points.jp/index.html>

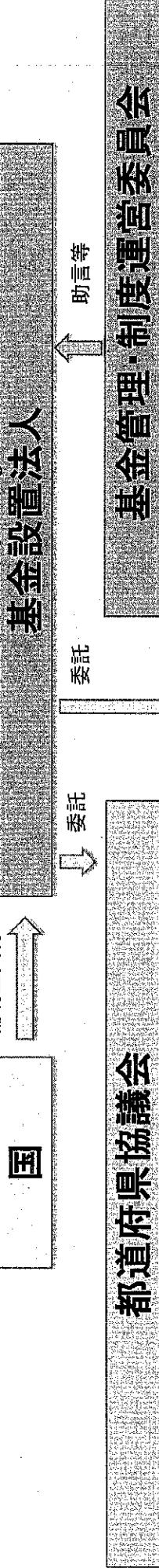


木材利用ポイント事業

国土総合振興機構

補助金交付

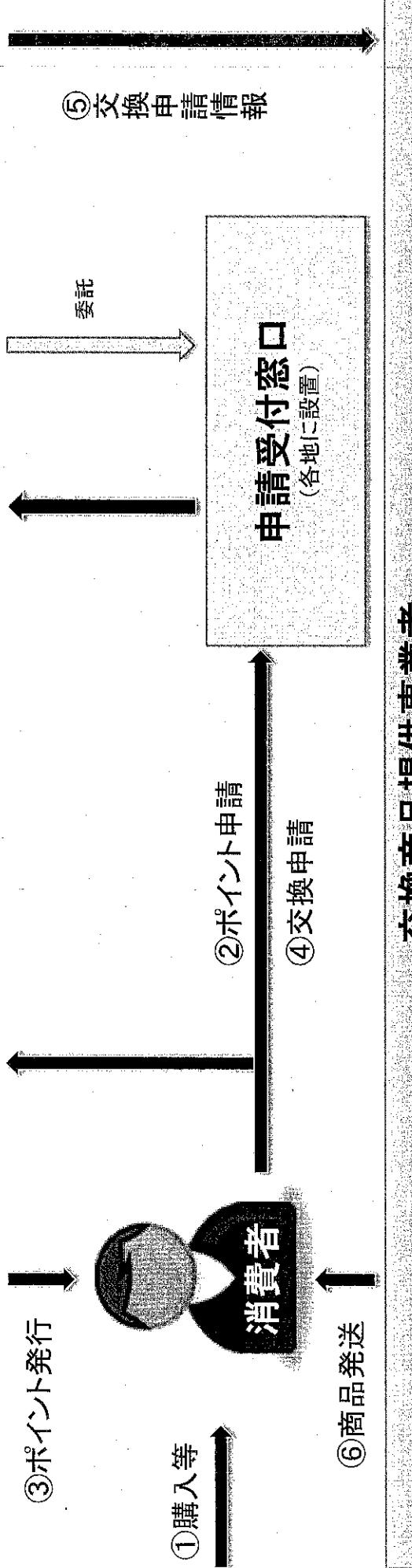
国



ポイント発行対象事業者の登録等

全 国 事 務 局

有識者委員会



(おおじ、ぱく)
制度スタートまでのスケジュール